

標準委員会 発電炉専門部会 定期安全レビュー分科会第6回 (P6Ph2SC6) 議事録 (案)

日時： 2008年10月9日(木) 13:30 ~ 18:00

場所： 仏教伝道センター 7階 「見」会議室

出席者： 平野主査 (JAEA), 岡本副主査 (東大), 成宮幹事 (関電), 上野委員 (MRI),
及川委員 (JAEA), 大橋委員 (中部電), 奥田委員 (原電), 田畑委員 (関電),
古橋委員 (東電), 前田委員 (保安院), 三浦委員 (JNES), 持丸委員 (保安院),
高木 (河井委員代理) (原技協)

説明者： 石井 (JNES), 倉田 (中部電)

常時参加者： 赤間 (東北電), 大家 (関電), 名畑 (北海道), 鞍本 (電発),
石櫃 (中田代理) (北陸電), 森下 (九電), 森脇 (中国電), 吉田 (四電)

オブザーバー： 吉田 (保安院), 近東 (関電), 田辺 (東電), 山内 (東電)

(敬省略)

配付資料

P6Ph2SC6-1 前回の議事録(案)

P6Ph2SC6-2 実用発電用原子炉施設における定期安全レビュー実施ガイドライン
(平成20年8月29日 原子力安全・保安院)

P6Ph2SC6-3 コメント対応案について

P6Ph2SC6-4-1 PSR 実施基準(改訂案) (本体)

P6Ph2SC6-4-2 PSR 実施基準(改訂案) (附属書)

P6Ph2SC6-4-3 PSR 実施基準(改訂案) (解説)

P6Ph2SC6-5-1 定期安全レビュー実施基準における「安全文化の醸成活動」の評価の考え方

P6Ph2SC6-5-2 PSR 実施基準(改訂案) (安全文化醸成部分)

P6Ph2SC6-5-3 「原子力発電所の定期安全レビュー実施基準 (安全文化の醸成活動に係る本文
及び解説案)」に対する「PSR 組織風土ガイドライン要求事項」の観点からの
コメント

P6Ph2SC6-6 PSR 実施基準の考え方について (改2)

P6Ph2SC6-7 PSR 実施基準の骨子について (改2)

参考資料

1. 定期安全レビューと PLM の実施時期について
2. 発電所共通の保安活動に係る実施状況の評価方法について
3. 附属書 (参考) 及び解説の仕分けについて
4. 今後のスケジュール (案)

議事及び主な質疑応答

(1) 出席者確認・資料確認

成宮幹事より、出席者数を確認し全委員数 15 名のうち 12 名（後 1 名出席）が出席しているため、本分科会の定足数を満たすことが確認された。議事次第に基づき配布資料の確認を行なった。

(2) 前回議事録（案）の確認

成宮幹事より、資料 P6Ph2SC6-1 により前回の議事録案の確認がなされ、議事録として承認された。

(3) 安全文化の醸成活動について

倉田氏（説明者）より資料 P6Ph2SC6-5-1, P6Ph2SC6-5-2 により、PSR 実施基準(改訂案)における「安全文化の醸成活動」に関する考え方等が説明された。P6Ph2SC6-5-1 において「安全運転実績」と「運転パフォーマンス」の用語が使用されているが、これは「安全運転実績」に統一することが説明された。

また、石井氏（説明者）より資料 P6Ph2SC6-5-3 が配付され、分科会の事前に打合せした際に提示した実施基準（安全文化の醸成活動に係る本文及び解説案）に対する「PSR 組織風土ガイドライン要求事項」の観点からのコメント（企業文化・組織風土の全体像を把握する視点が不足している）について説明があり、議論がなされた。

- ・企業文化・組織風土の全体像を把握する視点が不足しているとのコメントについて、事前打合せした資料から見直して、今回提示した P6Ph2SC6-5-2 の P7 の○.3.1 に「また～」以下に、コメントされた視点での評価を追加しており、総合的・網羅的に評価することが説明された。
- ・各社が評価するにあたり、要素を定義し、それをベースに評価することが確認された。また、評価にあたっては、要素により、評価の濃淡、或いは関連しあう複数の要素をグループ化して、重点化した評価を行うことがあることも確認された。また、この趣旨について運用段階において議論とならないよう、解説等に記載することを検討することとなった。
- ・評価するにあたって、不適合に関する指標（長期間未処理率）が例示されているが、軽微なものも対象とするよう要望があり、今後の課題となることも考えられるので「含めることが望ましい」等として記載することを検討することとなった。
- ・「安全文化の醸成活動」と QMS については重複するような部分があるので、それを踏まえたうえで、事業者の実態に即し、QMS の項目として評価した事項は、「安全文化の醸成活動」の項目には記載しない。
- ・第三者評価について、必ずしも有効な結果が得られるとは限らないが、視点としては必要と考えられるので、（要求事項に含めなくとも良いが）望ましい旨の趣旨を含めることを検討することとなった。

- ・「安全文化の醸成活動」は発電所共通の活動として評価するものとした。
- ・ 表現等、いくつか指摘され修正されることとなったが、その他の気になる点についてはメール等で連絡をもらうこととした。

(4) 実用発電用原子炉施設における定期安全レビュー実施ガイドラインについて

持丸委員より、P6Ph2SC6-2により H20. 8. 29 に発出された「実用発電用原子炉施設における定期安全レビュー実施ガイドライン」について説明があり、議論がなされた。

- ・ PSR 実施時期と PLM 実施時期とあわせるとした場合、5年以下の短い期間で評価する場合も想定されることについて質問があり、PLMは2年くらい前から評価をはじめることになるので、PSRと重複している時期があれば、基本的には同一時期と見なされる。これは、重複した期間を利用して PSR, PLM の双方を合理的で有効なものにして欲しいという趣旨であり、それを踏まえた評価をして欲しい旨の説明がされた。

(5) コメント対応案について

成宮幹事より、資料 P6Ph2SC6-3 を使用して前回の分科会で議論した PSR 実施基準（改訂案）へのコメントに対する対応案について説明がなされた。

(6) PSR 実施基準（改訂案）について（まえがき～3章, (解説含む)）

成宮幹事より、資料 P6Ph2SC6-4-1～6-4-3 を使用して PSR 実施基準（改訂案）について説明があり、議論がなされた。

- ・ 引用規格等の文書に番号有無などについて記載の不整合があるので、見直して修正することとし、その他、メール等で別途連絡をもらうこととした。
- ・ 「安全文化の醸成活動」は先に、別章立てにすることを提案しているが、構成（別章或いは節とするか）については、議論を踏まえて検討することとした。
- ・ 改善活動として記載している内容が例示されているトレンド指標等を見ても、改善に寄っているが、改善はしていなくとも維持を目的としたものもあり、淡々と継続される活動も対象とする記載に見直すこととなった。その趣旨・経緯を附属書等に記載することとなった。
- ・ 実施基準の考え方の趣旨が附属書の所々にあり、分かりづらいので、実施基準の考え方についてまとめて記載することを検討することとした。
- ・ 評価は、全ての活動を列挙して行う必要はなく、改善として挙げたもの、淡々と継続された活動及び運転指標の評価でも十分とも考えられる。よって、対象を広めに定義し、そこから選択（サンプリング）することでもよいこととし、運用の幅を狭めないようなものを検討することとした。

(7) PSR 実施基準（改訂案）について（4章及び5章のうち PLM 関係, (附属書含む)）

成宮幹事より、資料 P6Ph2SC6-4-1～6-4-3 を使用して PSR 実施基準（改訂案）について説明があり、議論がなされた。

- ・ PSR と PLM の関係について、PSR において PLM 報告書を引用することの可否などについて議論され、PSR 報告書には評価の結果が必要であり、PSR と PLM の各々の観点での評価が必要なこと、ただし、評価にあたってのデータ等を PLM のものを活用することは問題なく、双方で重複せずに効率的に行えばよいということとなった。

(8) PSR 実施基準（改訂案）について（5 章（PLM 関係除く）（附属書含む））

古橋委員より、資料 P6Ph2SC6-4-1～6-4-3 を使用して説明があり、議論がなされた。

- ・ 附属書 C で対象とされている改善活動は、PDCA の A のみを対象としているように誤解しやすいので、表現を見直しすることとした。

(9) PSR 実施基準（改訂案）について（6 章（附属書含む））

奥田委員より、資料 P6Ph2SC6-4-1～6-4-3 を使用して説明があり、質疑応答がなされた。

- ・ 情報の収集などに係る体制・組織等については高経年化技術評価でも曖昧であることを指摘されているとの意見があり、議論した。技術的知見のうち国内外における発電所の運転経験は QMS の予防処置にあたり、QMS における体制・組織によると思われるが、それ以外は明確ではなく、PSR を行う組織とも性質が異なるので、整理して議論することとした。

(10) PSR 実施基準（改訂案）について（8 章，9 章（附属書含む））

大橋委員より、資料 P6Ph2SC6-4-1～6-4-3 を使用して説明があり、質疑応答がなされた。

- ・ これまでの PSR においては追加措置がほとんど出されていないとの意見が出され、実施基準が改定されることで視点が変わり、出てくる可能性があるとの指摘された。しかし、追加措置の有無によって、評価されるものではないこと、改善が必要なものの大半が毎年の評価（PDCA）で対応されているとの議論がされた。
- ・ 実施基準で例示した指標を形式的に分析だけでなく、指標自体も改善の対象として取り組むよう要望が出され、今後検討することとなった。

(11) 定期安全レビューと PLM の実施時期について

奥田委員より、定期安全レビューと PLM の実施時期が重複する場合の考え方について説明があり、議論がなされた。

- ・ 「実用発電用原子炉施設における定期安全レビュー実施ガイドライン」についての質疑応答にあったとおり、PSR と PLM で相互にきちんとした評価をしてプラントの安全性の向上に努めることの趣旨であり、重複した関連する項目について効率的に行うという趣旨を含めることとした。

(12) 発電所共通の保安活動に係る実施状況の評価方法について

大橋委員より，発電所共通の保安活動（品質保証活動他）の評価方法について説明があり，質疑応答がなされた。

- ・発電所共通の活動について代表プラントで評価を行い，プラント固有なものはその当該プラントのPSRで評価するということが提案されたが、約10年前の評価を用いる場合などの説明について検討する必要があるとの意見があった。法令解釈に係る論点であるので、保安院にて検討することとした。

(13) 今後のスケジュール等について

- ・次回分科会の日程は別途メールで調整を行うこととなった。
- ・システム安全部会への中間報告では分科会での資料を修正したものとあわせて，新旧比較表を準備する予定であることが説明された。
- ・附属書 B で具体的に例示している事業者間での共通な目的には，水質管理などの重要なアイテムが抜けている。保安検査等での指摘を踏まえて，前田委員から追加する項目を提案してもらうこととなった。

以 上